

○議事日程 (平成二十八年十二月二十二日第三日)

|       |                                             |        |         |                                    |
|-------|---------------------------------------------|--------|---------|------------------------------------|
| 日程第一  | 會議録署名議員の指名                                  | 日程第十五  | 議案第七十四号 | 町道路線の認定について                        |
| 日程第二  | 議會運営委員會の報告                                  | 日程第十六  | 議案第七十六号 | 平成二十八年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更について   |
| 日程第三  | 諸般の報告                                       | 日程第十七  | 議案第七十七号 | 平成二十八年度養老町一般会計補正予算(第五号)            |
| 日程第四  | 養老町認定こども園条例の制定について                          | 日程第十八  | 議案第七十八号 | 平成二十八年度養老町国民健康保険特別会計補正予算(第三号)      |
| 日程第五  | 養老町農業委員會の委員等の定数を定める条例の制定について                | 日程第十九  | 議案第七十九号 | 平成二十八年度養老町上水道事業会計補正予算(第一号)         |
| 日程第六  | 養老町議會議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について | 日程第二十  | 議案第八十号  | 平成二十八年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算(第二号)     |
| 日程第七  | 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について            | 日程第二十一 | 議案第八十一号 | 平成二十八年度養老町介護保険事業特別会計補正予算(第二号)      |
| 日程第八  | 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について                | 日程第二十二 | 議案第八十二号 | 平成二十八年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算(第一号)    |
| 日程第九  | 養老町税条例の一部を改正する条例について                        | 日程第二十三 | 議案第八十三号 | 平成二十八年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)     |
| 日程第十  | 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                  | 日程第二十四 | 議案第八十四号 | 養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第十一 | 養老町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について                   | 日程第二十五 | 議案第八十五号 | 養老町職員の育児休業等に関する                    |
| 日程第十二 | 議案第七十一号                                     |        |         |                                    |
| 日程第十三 | 議案第七十二号                                     |        |         |                                    |
| 日程第十四 | 議案第七十三号                                     |        |         |                                    |

る条例の一部を改正する条例について

とおりである。

日程第二十六 発議第三号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について

日程第二十七 発議第四号 介護保険制度の見直しに対する意見書について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 吉田 太郎

一番 北 倉 義 博

二番 岩 永 義 仁

三番 長 澤 龍 夫

四番 大 橋 三 男

五番 三 田 正 敏

六番 吉 田 太 郎

七番 早 崎 百 合 子

八番 野 村 永 一

九番 田 中 敏 弘

十番 松 永 民 夫

十一番 林 輝 見

十二番 青 山 貞 一

十三番 水 谷 久 美 子

○欠席議員

なし

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次の

|     |       |       |         |      |         |         |         |        |         |        |       |        |         |        |         |        |         |         |        |         |        |         |        |       |        |         |        |         |      |       |         |       |
|-----|-------|-------|---------|------|---------|---------|---------|--------|---------|--------|-------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|-------|--------|---------|--------|---------|------|-------|---------|-------|
| 副町長 | 長谷川 悟 | 総務部長兼 | 田 中 信 行 | 総務課長 | 川 地 憲 元 | 総務部税務課長 | 渡 邊 章 博 | 住民福祉部長 | 野 村 博 治 | 住民福祉課長 | 高 木 勉 | 住民福祉課長 | 高 橋 正 人 | 住民福祉課長 | 松 岡 弘 泰 | 住民福祉課長 | 田 中 一 也 | 佐 藤 嘉 但 | 産業建設部長 | 高 木 伸 一 | 産業建設部長 | 伊 藤 幸 広 | 産業建設部長 | 大 倉 修 | 産業建設部長 | 前 田 勝 治 | 産業建設部長 | 桐 山 一 則 | 水道課長 | 田 中 隆 | 会計管理課長兼 | 田 中 隆 |
|-----|-------|-------|---------|------|---------|---------|---------|--------|---------|--------|-------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|-------|--------|---------|--------|---------|------|-------|---------|-------|

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 教育委員会事務局局長兼<br>教育総務課長 | 佐藤 昌子  |
| 教育委員会<br>生涯学習課長       | 久保寺 利明 |
| 教育委員会<br>スポーツ振興課長     | 西脇 正信  |
| 消防総務課長                | 川添 公男  |
|                       | 近藤 清隆  |

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

|         |       |
|---------|-------|
| 議会事務局局長 | 西脇 和信 |
| 議会事務局書記 | 國枝 利法 |

(開議時間 午前九時二十九分)

○議長(吉田太郎君) おはようございます。

平成二十八年第四回養老町議会定例会を開催に当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行いますので、全員御起立をお願いいたします。

町民憲章の朗唱を僕が行いますので、後段を皆さん御一緒にお願いします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

なお、大橋町長より検査入院のため、欠席する旨の報告を受け

ております。よって、町長にかわり長谷川副町長が提案説明及び答弁を行います。

ただいまから平成二十八年第四回養老町議会定例会を開催し、本日の会議を開きます。

○議長(吉田太郎君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、十二番 青山貞一君、十三番 水谷久美子君を指名します。

○議長(吉田太郎君) 次に、日程第二、議会運営委員会の報告をお願いします。

ここで、十二月二十一日、議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等についての審査をされました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 林輝見君。

○議会運営委員長(林輝見君) 議会運営委員会の報告をいたします。

去る十二月二十一日、午前八時五十分より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会をいたしました。

協議事項は、第四回養老町議会定例会最終日における追加付議事件の審査の日程等についてであります。

日程につきましては、会議録署名議員の指名、議会運営委員会の報告、諸般の報告を順次行い、その後、議会初日に上程された議案の審議が終了後に、追加された日程第二十四、養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第二十五、養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を

改正する条例についての二件を議案として上程し、審議することに決定いたしました。

審議方法につきましては、日程第二十四、養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第二十五、養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての二議案は、議題として上程後、提案理由の説明を受け、質疑・討論を行い、採決を行うことと決定いたしました。なお、日程第二十六、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について及び日程第二十七、介護保険制度の見直しに対する意見書についての二議案は、十二月五日の当委員会において、議会最終日に発議することと決定いたしておりますので、審議をお願いしたいと思います。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（吉田太郎君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

休会中に総務民生委員会及び産業建設委員会が開催され、付託案件の審査報告が議長に提出されました。詳細については、後ほど各委員長より報告を求めます。

また、本日の日程はお手元に配付してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

○議長（吉田太郎君） それでは、日程第四、議案第六十三号 養老町認定こども園条例の制定についてを議題といたします。

この議案は、総務民生委員会に付託し、審査されましたので、ここで委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めま

す。

総務民生委員会委員長 大橋三男君。

○総務民生委員長（大橋三男君） それでは、総務民生委員会の報告を行います。

去る十二月十三日、各委員及び議長並びに執行部の出席のもと、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託をされました議案第六十三号 養老町認定こども園条例の制定についてであります。

そのときの主な論点及び審査の経過は、次のとおりであります。一、今後の池辺幼稚園と保育園のあり方はの問いに対して、平成二十九年度は池辺保育園が四歳まで、池辺幼稚園は五歳児のみ預かり、平成三十年度以降は池辺保育園で五歳児まで預かるよう検討している。また、どの施設でどのように預かるかについては今後検討するという回答でございました。

一、こども園化することによる駐車場の整備や送り迎えの流れ等の調査や検討はの問いに対しては、今現在、具体的な検討はしていない。駐車場の確保はすぐ解決できないが、送り迎えの車の流れをスムーズにする方法等をPTA等の御協力を仰ぎながら検討していきたいとの回答でした。

一、各園の定員数の算定基準はの問いに対して、認可定員は施設の整備基準及び子供の人数や配置する保育教諭の人数で決めている。利用定員は、随時適正な規模に見直しているとの回答でございました。

一、現在、養老幼稚園は養老小学校から給食を配給しているが、養老こども園になった場合はどうするのかという問いに対して、現在の養老幼稚園の施設で自園給食を考えているとの回答でした。一、新たな保育園建設の申請があった場合の対応はの問いに対

し、こども園になると小学校校区等の地区の縛りがなくなるので、町全体としては子供の受け入れ体制が整っており、需要と供給のバランスを考慮しながら検討する必要があるとの回答でございました。

以上、審査に付した議案第六十三号 養老町認定こども園条例の制定については、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決するべきものと決定をいたしました。

以上で、総務民生委員会に付託されました審査内容及び審査結果の報告といたします。以上です。

○議長（吉田太郎君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより総務民生委員会報告に対する質疑を行います。なお、この案件については総括質疑が終了しておりますので、所属外で審査経過及び結果についての質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 第八条の委任の項目で、この条例の施行に關し必要な事項は町長が別に定めるとありますが、具体的に質疑・応答、またあったなら説明を求めます。

○議長（吉田太郎君） 総務民生委員長 大橋三男君、自席で答弁。

○総務民生委員長（大橋三男君） お答えをいたします。

そのような質問はございませんでした。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） ただいまの委員長報告の中で、定員数ですけれども、その中で保育室の園児の人数ですね、床面積なん

かが定員確保の大きな基準になると思うんですが、その辺での質疑や答弁はございませんでしたか。

○議長（吉田太郎君） 総務民生委員会委員長 大橋三男君。

○総務民生委員長（大橋三男君） 先ほど申しましたように、定員の関係だけでございまして、そのような質問は具体的にはございませんでした。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。

本案を委員長報告どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告どおり、可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第五、議案第六十四号 養老町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

この議案は、産業建設委員会に付託し、審査されましたので、ここで委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

産業建設委員会委員長 長澤龍夫君。

○産業建設委員長（長澤龍夫君） 産業建設委員会報告をいたします。

去る十二月十三日、各委員及び議長並びに執行部の出席のもと、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました議案第六十四号 養老町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についてであります。

その主な論点及び審査の経過は、次のとおりであります。

農業委員の地区の割り振りはの問いに対して、農業委員は地区割りがなくなり、養老町全体で十九名の定員になる。農地利用最適化推進委員は、現在の農業委員の五選挙区に分けて定員を定めて公募をするとの回答でした。

公募の方法と定員に満たなかった場合の対応はの問いに対して、窓口における閲覧、広報紙、町ホームページ、掲示板により公募する。定員に満たない場合は再公募するとの回答でした。

農地利用最適化推進委員の報酬はの問いに対して、報酬条例については、国からの交付金の取り扱いを協議の上で三月議会に上程する予定であるとの回答でした。

女性が委員になることについてはの問いに対して、雇用均等法の関係で一名以上の応募があるように進めていく。食育活動への活躍が期待されるとの回答でした。

現在の農業委員の任期はの問いに対して、平成二十九年七月十九日との回答でした。

第三条に関して、現在検討中の規則はの問いに対して、農業委員会の委員の選任に関する規則、最適化推進委員の委嘱に関する規則、農業委員会の選考委員会の規則を検討中であるとの回答で

した。

以上、審査に付した議案第六十四号 養老町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定については、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設委員会に付託された審査内容及び審査結果の報告いたします。

○議長（吉田太郎君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。なお、この案件については総括質疑が終了しておりますので、所属外で審査経過並びに結果についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑はなしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第六、議案第六十五号から日程第二十三、議案第八十三号までの十八議案については、議会初日に提案理由説明が済んでおりますので、上程後、直ちに質疑に入ります。

それでは、日程第六、議案第六十五号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第七、議案第六十六号 養老町

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第八、議案第六十七号 養老町

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 四番 大橋三男君。

○四番（大橋三男君） この改正によつてのラスパイレス指数の変

化等をお教え願います。

○議長（吉田太郎君） 田中総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（田中 信行君） ただいまの大橋議員の御質

問にお答えいたします。

この改正によつてのラスパイレス指数の影響ということですが、ラスパイレス指数については、この改正が反映されてまいりますのは二十九年の四月ということになりますので、この改正ではわかりませんが、参考までに平成二十八年度のラスパイ

レス指数が九五・一、平成二十七年度が九三・九でございますので、一・二ポイントの上昇をしております。

また、県内の市町村順位でいいますと、二十八年度が二十位、二十七年度が二十六位でございました。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第九、議案第六十八号 養老町

税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 大変難しい条例改正で、非常によく理解ができない中で質疑をさせていただくのは大変恐縮ですけれども、今回、台湾との条例で日台条約に基づいてということなんです、これに至った経緯と町の納税者と養老町の税収にとってど

のような影響があるのかお尋ねしたいと思います。

また、台湾との取り決めがない中で、企業活動がありこのような改正になったのか、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（吉田太郎君） 渡邊税務課長、答弁。

○総務部税務課長（渡邊章博君） それでは、まず今回の条例改正のポイントでございます日台民間租税取決めにつきまして、経緯も含めて少しばかり御説明を申し上げます。

まず日本にとっては、台湾と申し上げますと租税条約のない国・地域の中で、大きな投資国相手ということでございます。日台の経済関係というのは非常に緊密でございまして、日本及び台湾の経済界からは租税条約締結について強い期待がございます。

一方で台湾との関係に関する日本の基本的な立場と申し上げますのは、非政府間の実務関係ということで、それを維持するということでございます。

でございますので、台湾との間で国家間による国際条約、約束である租税条約を締結することができないというのが現状でございます。

そこで、今回、台湾との間で租税条約に相当する枠組みを構築するということで、公益財団法人交流協会、これは日本側でございまして、それと亜東関係協会、台湾側との間で日台民間租税取決めというものが取り結ばれて、その内容を今回の日本国内で実施するための国内法を整備するというところで、この条例改正に至ったというわけでございます。

例えばどのような影響があるかということではございましたけれども、例を示しますと、台湾所在の投資事業組合というのがございますけれども、そういうところを通じました利子及び配当による個人住民税、いわゆる投資所得に関するものでございますけれ

ども、今回の日台民間租税取決めというものが適用されますので、源泉徴収ができないという課税になります。それで申告等に基づく課税を行うということでございまして、特例適用利子、それから特例適用配当に係る個人住民税の課税の特例を設け、今回、分離課税による三％ということになるわけでございまして、非常に該当としては限定されるものと思っております。

でございますので、ほとんど本町に関しては影響があるものではないと考えております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 本町にはとりわけ影響はないというのですが、影響のある自治体の特徴などについてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 渡邊税務課長、自席で答弁。

○総務部税務課長（渡邊章博君） 今回の日台民間租税取決めというところでございますと、今回の条例改正につきましては、当然町条例だけでございますけれども、その他法人税でありますとか、所得税に関しても今回の日台間の租税取り決めが結ばれております。でございますので、日台間の投資にかかる二重課税が調整され、投資所得に対する源泉地国の課税が軽減されるということで、投資とか経済交流を促進する効果が期待されるということでございますので、ただこの市町村が影響があるという詳しいところの資料までは持ち合わせておりませんので、申しわけございませんがよろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十、議案第六十九号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十一、議案第七十号 養老町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 今回、応能負担の見直しということで、私が、私たちがどうしても知っておきたいなと思うのは、この階層区分及び定義の中で、一体、手取り額でどれくらいの人たちがこの表のような納め方をされるのかということですが、これは個々に大変即答できない状況ですので、個々の家庭でいろいろ違いますので。ただ、今回見直しによる軽減という部分もあると思うので、今年度に照らして改正された金額がどのような影響を及ぼすのか、要するに今よりも減額になる世帯はどれくらいなのかという部分と、それから今回の改正に伴って近隣自治体の状況なんかも参照されたのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 佐藤教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局局長兼教育総務課長（佐藤昌子君） 失礼いたします。ただいまの水谷議員の質問に対して回答させていただきます。

細かい先ほどおっしゃられた世帯当たりの云々という数字は持ち合わせておりません。

ただ、幼稚園の使用料の見直しも行っております。そのときに第一階層が生活保護世帯なんですが、その割合として〇・六、第二階層が非課税世帯ですが、そこが五・一、第三階層、市町村民税の所得割課税額七万七千円以下というところですが、そこ

が二五％、第四階層を五〇・二％、第五階層を一九・一％という割合で試算をしております。

平成二十八年度に対してという試算は、まだ二十八年度のほうの数字が上がりませんので、平成二十七年度の利用率のほうが二千四百九十万五百円でした。利用者の延べ人数三千三百九人、うち土曜利用が十五人おりました。それで試算をしましたところ、この改正案、今の第四階層の五〇％のところを今の利用金額を入れてその前後を追う数値を挙げたんですけれども、トータルで二千三百九十一万七千二百三円という試算を持っておりますが、若干今の話、生活保護世帯についてはゼロになりますし、非課税世帯については大体おやつ代をいただいておりますので、その分の実料金になるかと思っております。

全体としては、九六・一％という数字で試算のほうをしておつて、若干減るようなことなんですけど、子育て世帯に負担増にならないようにということでこの金額で決めさせていただいております。

他市町につきましては、ここまで今数字が出ているところがございますので、一応参考に調べはいたしましたけれども、養老町独自の数値と考えております。以上です。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十二、議案第七十一号 養老

町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 先ほどの質問と同じ内容で答弁いただきたいと思います。

それと今回の改正に伴って問題といえますか、延長時間で十五分、二十分くらいおくれしてしまうというような家庭に対しては、近隣自治体では五分、十分刻みで料金を保護者に負担させるといふようなことも条例にうたわれているということ聞き及ぶんですが、そこまでの議論はなかったのか、またそれに対する考え方についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 佐藤教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局兼教育総務課長（佐藤昌子君） 失礼いたします。ただいまの御質問についてでございます。

留守家庭児童教室につきましても、幼稚園の一時預かりと同じです。料金の捉え方については同様でございます。

延長につきまして認定こども園の利用料のところ、この留守家庭ではないんですけれども、延長のほうについて厳しく取り

扱うということの話はしております。その中で、留守家庭児童に

つきましても、預かり時間の確認をさらにいたしまして、遅くなる世帯につきましては、教室のほうから保護者に対して連絡をとる等の措置を、今後していきたいと思っております。以上です。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十三、議案第七十二号 町道

路線の廃止についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） この案件については変更もございますが、大型商業施設の誘致の関係でございますがこの関係で開発の許可の現状はどのようになっておるか、まずこれ一点、そしてからこの面積の中に、町道とは関係は直接ございませんが、水路、小

水路が同じように走っておりますが、この養老町の町有の水路の対応はどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） ただいまの松永議員にお答えさせていただきます。

大型商業施設ということで瑞穂のほうで計画をされております。開発の状況につきましては、現在、都市計画法の開発手続中で県のほうに申請をされている、協議をされているということでございます。

水路に関しましては、水路自体は土地改良区でもともとつくられたという経緯がありますので、土地改良区と協議をしながら方針等を決定して開発協議のほうに反映をさせていただきます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） なかなか開発の許可がおりてこないということ、ここ一年ぐらい耕作放棄というような状況が現状では、特に池辺地区においてはそうなっておりますので、養老町として、今後まだ来年もそういう対応がおくれてくるというようなことであるなら、耕作放棄のような状況にさせない指導をどのように考えておられるかを、お尋ねいたします。

○議長（吉田太郎君） 伊藤農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（伊藤幸広君） それでは、ただいまの松永議員の御質問に対しましてですが、今確かに転用が出てまいりましてから既に半年以上たっておりますのが現状でございます。

農林関係といたしましては、耕作放棄地が今後問題になってく

ると思います。地元のほうからも御要望等もございますので、今回の開発業者のほうには、間に入りまして御依頼をしているような状態でございますけれども、開発業者のほうから対応は少しずつしていくというようなお返事をいただいておりますが、そういった形で御理解をいただければと思います。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。  
本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 日程第十四、議案第七十三号 町道路線の変更に

ついてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十五、議案第七十四号 町道

路線の認定についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 今回、七件の認定があるわけなんですけれども、七件合わせた総キロ数と、また四件の廃止があつたりするわけですが、それに伴う地方交付税の算入に影響があるくらの認定なのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） 済みません、私のほうからは総キロ数のほうのお話をさせていただきたいと思いますが、済みません、今私のほうに手持ちを持っておりませんので、また後日、数字のほうを報告させていただきます。以上です。

○議長（吉田太郎君） 田中総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（田中信行君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えいたします。

普通交付税の算入の影響はどのぐらいあるかということですが、二十八年度の数値を使って試算いたしますと、面積の

分で二百二十五万六千円、延長の分で三十八万六千円で合計で二百六十四万二千円という試算を出しております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 要望なんですけど、提案説明のときに、それぞれのような認定キロ数なのか、また変更及び廃止についての充実を求めていると思いますので、御検討いただきたいと思ひます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十六、議案第七十六号 平成

二十八年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十七、議案第七十七号 平成

二十八年年度養老町一般会計補正予算（第五号）を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 二点お尋ねをいたします。

まず、十七ページでございますが、十七ページの民生費の中で、障害者自立支援給付事業の關係で施設の不正に伴うというような説明があったかと思いますが、具体的にどのような事例だったかということ。

二点目でございますが、二十五ページでございますが公債費の中で、年次償還また利子の關係で、利率の変更で補正があったということ、実際ののくらの利率の変更があったかということをお尋ねをいたします。

○議長（吉田太郎君） 高橋健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） 失礼します。ただいまの松永議員の御質問について御回答いたします。

先ほどの障害者サービス事業所の過大請求の例でございますが、開設のときにサービス管理者という資格を持った方を多くという決まりがございますが、当時はみなし規定ということで開設を許可——これは許可するのは県のほうでございますが——しておりましたんですが、その後の指導監査のほうで、まだみなし規定のままそのサービス管理の一部要件を満たしていなかったということがわかりまして、過去二十五年からさかのぼりまして、三年間返還ということになった次第でございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 田中総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（田中信行君） ただいまの松永議員の御質問にお答えいたします。

公債費の補正でございますが、利率の変更によるものということでございますが、実際には、例えば減税補填債などで借り入れの際に、十年で見直すといったことが規定されているものもありますし、一部の縁故債も見直しの規定があるというようなことで、今回そういったものが主でございますが、ちよつと本数が多いので、例えば減税補填債——平成十七年度に借りた分については、二・〇％が〇・一％と、あるいは町民会館の建設事業が一・一五％から〇・九五％というような形で利率の変更が行われております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 二点についてお願いをいたします。

十九ページの衛生費の予防費でございますが、十月一日よりB型肝炎が定期予防接種になったという説明を受けましたが、対象者、また何回ぐらい接種するかなど、詳細説明をお願いしたいと思います。

もう一点目は、二十二ページですが、土木費の住宅管理費の件なんです、町営改良住宅の補修費ということで、提案説明では下高田の入居者の改修というような説明がございましたが、これは何戸分の改修なのか、そして詳細がわかれば説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 高橋健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） 失礼します。それでは、早崎議員の御質問に対して御説明を申し上げます。

平成二十八年十月一日から予防接種法が改正になりました、生後二カ月から十二カ月の方につきまして、今回補正の対象ということで計上させていただきましたが、B型肝炎のほうで対象者が四月生まれから七月生まれの方が六十人、この方が三回受けるということになります、それから八月から十二月生まれの方が七十一人で接種が二回、それから一月生まれ以降の方が九人で接種が一回という見込みで計上をしております。

この接種方法につきましては、接種一回目につきまして生後二カ月の方が一回目を受けまして、二回目の方につきましては、一回目から二十七日以上の間隔をあけて受けていただくと、三回目の方が一回目から百三十九日以上の間隔をあけて受けるという規定でございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） 早崎議員の二つ目の御質問

のほうの町営住宅のほうの回答をさせていただきます。

何戸分かというお話でしたので、下高田の町営住宅ということで一戸分でございます。

あと詳細についてという御質問ですが、この建物は平成四年に建築をされておりまして、その間、入居者がずっといまして修繕ができない状態でありました。その関係で修繕の内容につきましては、玄関、洗面所のパネル交換とそれから壁の上張り交換等の内装工事、それから南北和室の床改修の内装工事と合わせて約百万、それから台所給湯設備の交換、電気、塗装等で約五十六万、それから衛生設備関係としましてトイレ、お風呂関係の修繕で約七十四万に諸経費を合わせまして約三百三十万ということになっております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） もちろん、町営住宅の場合もこの民間でもそうなんですけれども、入所、退去のときにはいろいろな条件があると思うんですけれども、今回かなり一戸分ということにかかっているわけですが、退去の部分については何も契約というのは詳しいのはないんですか。個人負担とかそういうのは。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長、自席で答弁。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） はい、退去のときのお話とというようなことでございます。

まずは退去の前に入居というのがあるわけなんですけれども、入居の際には町営住宅の入居請書という契約を交わさせて入居していただいております。その中において、住宅の修繕等につきましては、入居のしおりをもって入居に関する説明とか消耗品の交換とか、それから修繕等については自費でお願いすることを

お話ししております。また、入居の誓約書において使用材料等の納入等については、町には一切迷惑をかけないこと等の誓約もいただいております。

また、退去の折には、明け渡し書というのを出していただいておりますが、物品等の運び出し後に修繕箇所等の確認を町の職員が行いまして、破損箇所の修繕等にかかる費用は、敷金からいただき精算をさせていただいております。畳表等については、居住者負担というふうに考えております。

なお、経年劣化によるものにつきましては、居住期間等もあると存じますが、退去に際し、経過年数相応と判断される場合においては、居住者負担とはしておりません。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 四番 大橋三男君。

○四番（大橋三男君） 二十一ページの土木費でございます。

道路橋梁費、今回四千万円の補正ということでございますが、具体的な場所、それとまた交付的なものを説明願いたいと思います。

また、交付金事業ということでございますが、この時期に内示があったのでしょうか。この時期ですと、今から三カ月しかございませんが、これから入札ということになれば、当然四千万の工期が終わるようには思えません。その辺の説明も願いたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） 大橋議員の先ほどの御質問に御答弁します。

交付金の決定についてということをお話しさせていただきます

と、まず社会資本の交付金事業につきましては、ことしの十一月七日に当初の交付金の追加の財源のお話がありました。それと十月二十日に二次の補正の交付金の決定があったということで、合計二千二百四十万という数字が交付決定されたということです。で、これに基づいて見直しをかけたということでございます。

事業の内容につきましては、直江の十五号線、第二期道路改良工事としまして、現在行っております大垣養老高校の西側ですね、こちらのほうをまず一つは計画をしております。

それから二つ目が、大跡二十六号第二期道路改良工事ということで、仮称の養老インターの南側になりますが、こちらのほうの道路の拡幅を計画しております。

それから、先ほど議員のほうからお話がありましたように工期についてということでございますが、三月議会に繰り越しのほうを計画しておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 田中部長。

○総務部長兼総務課長（田中信行君） ただいまの大橋議員の御質問でございますが、工期が三カ月しかないということでございますが、今回の補正予算で六ページでございますが、繰越明許費補正ということで、社会資本整備総合交付金事業四千万円を計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 五番 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） 十六ページでございますが、総務管理費の企画費、この中の養老改元一三〇〇年プロジェクト事業ということで、説明ではオープンニング事業というような御説明がございま

したが、四百九十万六千円に対する、もう少し詳細をお願いしたいと思います。よろしく。

○議長（吉田太郎君） 川地企画政策課長、答弁。

○総務部企画政策課長（川地憲元君） 三田議員の御質問にお答えさせていただきます。

オープニングが三月二十日にいよいよ始まるということだと、あと八十八日でございます。実行委員会への負担金という形で出させていたきたいと思います。四百九十万六千円、内訳といたしまして、オープニングセレモニーの費用が一点と、もう一点は養老改元の記念列車をラッピングしまして走らせたいというふうに考えております。その出発式、これが二点。もう一点は、自然探訪ウオーキングといった事業も計画しておりますので、その準備費。もう一点は、養老鉄道を絡めました春の祭礼めぐりのツアーといったような事業も検討しています。この四つの事業ということをお願いしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 款三民生費の項二児童福祉費の関係ですが、障害児通所給付事業ということで、一千四百七十九万一千円の補正が出ているわけですが、特定財源を見ると、特定財源の中に充当されるという部分が多いとは思いますが、なぜこの時期にこういう大きな放課後のデイサービス事業の補正が計上されたのか、その点についてお尋ねをしたいと思えますし、具体的な事業メニューもお答えいただきたいと思えます。

あわせて、その上の広域保育委託事業ですが、この広域保育制度が非常に充実して、働く母親、父親にとってみたら、勤めてい

るところでの保育所に入れるというふうなこととは思いますが、九名から十七名という大きな数字ですが、この点についても受け入れの児童数、また受け入れ先を詳細にお答えいただきたいと思えます。

○議長（吉田太郎君） 松岡子ども課長、答弁。

○住民福祉部子ども課長（松岡弘泰君） 失礼いたします。

まず一点目の障害者通所の事業につきましてでございますが、平成二十七年十一月までですが、放課後等支援事業所というところで行っていた事業が、放課後等デイサービスとして行われるということになりました。

今回の障害者の通所事業の中で一番大きく増になった原因といましては、放課後等のデイサービスの事業所がふえて、そちらを利用される方がふえたということでございます。具体的に言いますと、特定障害児通所支援事業所ということで放課後等デイサービス事業として平成二十八年一月以降に指定された事業所が、それ以降でも十三事業所、株式会社への参入等もございまして、そちらを利用される方がふえてきたということで、そちらについて利用される方が昨年の当初予算を組んだときよりも利用者がふえてきているということでございます。実際に御利用に当たりますのは、放課後スクールの教室ですとか、ラディアントスマイルとかそういう施設があるということでございます。

あと、こちらについて利用が五日のお子さんも見えれば、二十日というような御利用の形態もあるということでございます。実際そちらのほうの利用がふえてきているという状況でございます。

続きまして、広域の利用者の方がふえているということでございますが、こちらにつきましては具体的に公立で揖斐川町の幼児

園、あと岐阜の幼稚園とか保育所が公立としてありますし、海津のこども園、庭田の保育園とか、あと米原の柏原の保育園とかいうところがございます。こちらにつきましても、議員御指摘のとおりで、やっぱり勤務先の影響でそちらに通わせるということが多いということで、具体的にはお子様としましては、私立の方が多いという状況がございますが、勤務先の影響でそちらのほうを選ばれるということが多いということでございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 障害者のデイサービス事業ですが、おおむね何人の方が対象で通所されているのかということと、あと広域の関係ですが、月齢的にわかればお答えいただきたいと思えます。何歳から何歳までという形で結構です。

○議長（吉田太郎君） 松岡子ども課長、自席で答弁。

○住民福祉部子ども課長（松岡弘泰君） 済みません。障害者の利用の人数ですが、児童発達支援でおよそ六十名ほどでございます。あと放課後等デイサービスにつきましては、当初三月が二十名ぐらいでスタートしておりまして、今は二十名ぐらいの利用となっております。

あと広域の月齢につきましては、今、詳細な月齢はわかりませんので、申しわけないですが、未満児の方が多いというふうに承知しております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 十八ページの款三民生費の項一社会福祉費

の臨時福祉給付金八千八百四十七万一千円の大きな金額が上程されておりました、提案説明の中で二年半分一括支払いのためというような説明があったかと思いますが、対象者の人数と、もう一回この制度の詳細な説明を求めます。

○議長（吉田太郎君） 高橋健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） 失礼します。それでは、田中議員からの御質問につきまして御説明申し上げます。

今回、補正予算で計上いたしました臨時福祉給付金の経済対策分ということでございますが、これは要件といたしましては平成二十八年年度後半で行いました、現在も進行中でございますが、臨時給付金の要件と同じでございます。平成二十八年一月一日現在で養老町に住民登録がある方、もう一つが平成二十八年年度の町民税が非課税でほかに課税者の家族などから扶養されていない方それから生活保護を受けていない方が対象でございます。対象件数といたしまして、まず予算のほうが五千二百件、五千二百人ということとで計上いたしております。

あと実績のほうでございますが、平成二十八年後半分につきましては、同じく五千二百人対象ということで上げてございますが、今そのうちの三千五百九十四人が、現在申請を済ませておられる方及びもう既に給付されている方でございまして、おおむね七割超えをしているという現状でございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 二十四ページ、教育費の公民館費、工事請負費の三千七百六十五万円、これは中央公民館のトイレ等の改修みたいな御説明だったかと思うんですけども、この工事期間、

予定の期間と、その間の施設の利用に影響があるのかどうかについてお教えください。

○議長（吉田太郎君） 久保寺生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（久保寺利明君） ただいまの岩永議員の御質問に回答いたします。

今回、国の地方創生拠点整備交付金を活用しまして、主に中央公民館の施設の改修を行います。

その中で、ソフト事業との組み合わせということで、ソフト事業に関連する工事については補助対象になるということで、今回の工事請負費の中には、補助対象分と補助対象以外がございます。その中で、具体的には初日の提案説明でも大まかには説明しておりますけれども、工事場所といたしましては、中央公民館のほうでは一階の特別会議室の改修、それから一階ロビーの改修工事、それから授乳室の改修、それから今言われました多目的トイレの改修、それから階段昇降機の設置と。そのほかに中ホールのほうの内壁の改修と研修室の改修、それから町民会館の展示室の改修、そのほかに中央公民館の玄関の改修工事、あと渡り通路の改修であるとか中央公民館の外壁の改修工事を見ております。

これらの工事のうち、来年、全国愛瓢会が開催されるというところで、それに関連するような部分については今年度に発注をかけるまして愛瓢会の開催に間に合うような感じで工事をやる予定にしております。そういった愛瓢会に影響しない部分につきましては、新年になってから発注をかけて工事をやる予定にしております。

当然、その工事の期間につきましては、使用できない会議室等出てきます。それについては、既に公民館で会場の使用申請のときにも利用者の方にはそういったことをお伝えしております。正式に入札等しまして工期等確定しましたら、また改めてそういった

たことを徹底させていただきます。以上です。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより暫時休憩をいたします。

再開は午前十一時よりいたします。

議員の皆さんは控室にお集まりください。

傍聴者の皆様は、四階大会議室でお茶の準備がしておりますので御利用ください。

（午前十時四十二分 休憩）

（午前十時五十七分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

先ほどの水谷議員の質問に対し、前田建設課長より回答の申し出があり、許可しました。

前田建設課長。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） 先ほどは済みませんでした。

水谷議員の回答をさせていただきます。

増減の今回影響する総延長につきましては、六千七百六十六・

七メートルでございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十八、議案第七十八号 平成二十八年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 九ページの葬祭諸費の中で、葬祭費の補助金でこの五十万円でございますが、不足の見込み分ということですが当初の見込みは何名で、この不足は何名か、お尋ねをいたします。

○議長（吉田太郎君） 高木住民人権課長、答弁。

○住民福祉部住民人権課長（高木 勉君） ただいまの松永議員の御質問にお答えいたします。

当初の葬祭費の見込みでございますが、六十六名分で三百三十万を見込んでおりました。今回、追加分といたしまして十名分の五十万円ということで、総人数七十六人分ということでございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十九、議案第七十九号 平成二十八年度養老町上水道事業会計補正予算（第一号）を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十、議案第八十号 平成二十八年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十一、議案第八十一号 平成二十八年年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）を

議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十二、議案第八十二号 平成二十八年年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十三、議案第八十三号 平成二十八年年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十四、議案第八十四号 養

老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
についてを議題とします。

副町長より提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（長谷川 悟君） ただいま上程を賜りました議案第八十

四号 養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正  
する条例について説明をさせていただきます。

平成二十八年の人事院勧告により、国家公務員に準じて地方公務員の育児支援・介護支援に係る規定を改正するため、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業・介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成二十八年十二月二日に公布されたことに伴い、町職員の育児・介護制度について所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務部長に補足説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（吉田太郎君） 田中総務部長、補足説明。

○総務部長兼総務課長（田中信行君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

このたびの条例改正におきましては、主に育児休業等に係る子の範囲の拡大、介護休暇の分割、介護時間の新設、以上の三つの規定について所要の改正を行うものでございます。

具体的に各条項を順を追って説明いたします。

まず、第八条の三の改正については、育児休業等に係る子の範囲を拡大するもので、具体的には、特別養子縁組成立前の監護期間中の子、それと里親である職員に委託されており、かつ当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子、その他これらに準ずるものとして町の規則で定める子を追加するものでございます。

次に、第八条の四の改正については、第十六条の改正に伴い表現等を改正するものでございます。

次に、第十一条の改正については、休暇の種類として介護時間を追加するものでございます。

次に、第十六条の改正については、介護休暇の分割取得を可能にするもので、職員の申し出に基づき、指定期間、職員が介護休暇を請求できる期間でございますが、指定期間を指定し、指定期間は一の要介護状態ごとに三回以下、かつ合計六月以下の範囲内で介護休暇をとることができます。

介護休暇については、附則第二項に経過措置を設けております。具体的には改正条例の施行の日において、介護休暇の初日から起算して六月を経過していないものについても、施行の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置するものでございます。

次に、第十六条の二の追加については、介護時間を新設する規定を設けるもので、職員が介護のため勤務しないことが相当であ

ると認められる場合、連続する三年の期間内において、一日につき二時間以下で勤務しないことができます。ただし、介護時間を承認され勤務しなかった時間については、介護休暇と同様、無給扱いとするものです。

次に施行日についてありますが、この条例は平成二十九年一月一日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 第二十七条の、同条第二項中、日常生活を営むのに支障がある者を要介護者に改めというふうな改正文が出ましたが、この要介護者は、いわゆる介護保険の認定という要支援も含まれるのか、あるいは介護認定を受けてはいないが要介護・要支援を必要とするというふうなことも含むのか、証明したいなものを添付しなければいけないのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 田中総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（田中知行君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えいたします。

要介護ということでございますが、実際に介護認定を受ける必要がございますが、要支援か要介護かというところとちょっと今記憶にございませんので、大変申しわけございません。

それと今回の改正については、文言が変わっただけでございまして、従来の規定と、この部分については変わるものではござい

ません。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 証明するようなものを添付しなければいけないのか、その点について。

○議長（吉田太郎君） 田中総務部長、自席で答弁。

○総務部長兼総務課長（田中知行君） 要介護の状態を証明するような書類は必要となりますので、お願いします。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十二番 青山貞一君。

○十二番（青山貞一君） 参考までにちよっと伺いをしたいわけですが、育児・介護で手厚いこういう制度ができておるわけですが、給与の面でどういう扱いになっていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 田中総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（田中知行君） ただいまの青山議員の御質問にお答えいたします。

介護休暇・育児休業等でございますが、介護休暇・育児休業の場合は給与のほうは支払われませんので、ただ共済組合からの手当金といったものがございしますので、そちらのほうで手当てをされるという形になりますのでお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十五、議案第八十五号 養

老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

副町長より提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（長谷川 悟君） ただいま上程を賜りました議案第八十五号 養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

平成二十八年の人事院勧告により、国家公務員に準じて地方公務員の育児支援・介護支援に係る規定を改正するため、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成二十八年十二月二日に公布されたことに伴い、町職員の育児休業制度について所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務部長に補足説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 田中総務部長、補足説明。

○総務部長兼総務課長（田中信行君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

このたびの条例改正におきましては、主に育児休業取得の要件の緩和、改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律に規定されている条例で定める事項についての規定、介護時間と部分休業の併用の三つの規定について、所要の改正を行うものでございます。

具体的に各条項を追って順に説明させていただきます。

まず、第二条の改正については、育児休業を取得することができる職員のうち、非常勤職員について育児休業取得の要件を緩和するものであります。具体的には、雇用契約が子の二歳到達日まで継続が見込まれることが条件であったものを、子の一歳六カ月到達日までに短縮するものでございます。

次に、第二条の二の追加については、改正育児休業法第二条第一項に規定する条例で定める者について、新たに規定をするものでございます。具体的には、親権を行う者、または未成年後見人の存在により養子縁組によって養親となることはできないが、里親としての職員に委託されている子を育児休業の対象となる子とするものでございます。

次に、第二条の三及び第二条の四の改正については、第二条の二の新設により条の繰り下げを行うものでございます。

次に、第三条の改正については、第二条の二を新設したことに伴い、条例で定める特別の事情について特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く、民法第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合、及び養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除される場合を加えるものでございます。

次に、第十一条の改正については、第三条の改正によるものでございます。

次に、第十九条の改正については、介護時間と部分休業の併用について改正を行うものでございます。具体的には、介護時間の承認を受けた職員が、同時に部分休業の承認を受ける場合、あわせて二時間を超えない範囲であれば併用可能であるとするものでございます。

以上で、補足説明とさせていただきます。

質疑はありませんか。

○議長（吉田太郎君） 二番 岩永義仁君。

けれども、実際にこれまでに非常勤職員の育児休業の取得実績があるかどうか、お教えください。

○議長（吉田太郎君） 田中総務部長、答弁。

問にお答えいたします。

○議長（吉田太郎君）ほかに質疑ありませんか。

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論はありませんか。

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

○議長（吉田太郎君）次に、日程第二十六、発議第三号 地方議

ただいま議題いたしました意見書を事務局より朗読いたしました。

○議会議務局書記（國枝利法君）　それでは、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の朗読をいたします。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関であ

地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より

積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

にすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考  
える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の  
観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早  
急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年十二月二十二日。岐阜県養老郡養老町議会議長

吉田太郎。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内  
閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上で、意見書の朗読を終わります。

○議長（吉田太郎君） この意見書は、議員全員からの発議ですの  
で、趣旨説明、質疑及び討論を省略し採決を行いたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案について、ただいまのとおり採決することに決定  
いたしました。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めま  
す。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十七、発議第四号 介護保  
険制度の見直しに対する意見書についてを議題とします。

ただいま議題いたしました意見書を事務局より朗読いたしま

す。

○議会事務局書記（國枝利法君） それでは、介護保険制度の見直  
しに対する意見書の朗読をいたします。

平成三十年度の介護保険制度改正に向け、利用者負担や高額介  
護サービス費用制度のあり方について、現在も引き続き政府内  
で議論が進んでいます。

この見直しについて、利用者はもちろん、介護家族を含め、施  
設運営関係者からもこの見直し案について不安の声が多数寄せら  
れています。

高齢者の生活を守り、社会全体で支えていくとの介護保険の理  
念にのっとり制度の持続が求められています。

社会保障費の抑制は大きな課題ですが、今後、高齢化が  
一層進展していく中で高齢者や脳血管障害など特定疾病者が介護  
が必要になっても住み慣れた家庭や地域で安心して生活できるよ  
う、充実した制度改正を望みます。

さらに、介護を担う職員がみずからの専門性を発揮し、誇りを  
持って働き続けられる条件整備の実現を強く要望します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

平成二十八年十二月二十二日。岐阜県養老郡養老町議会議長

吉田太郎。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財  
務大臣、厚生労働大臣。

以上で、意見書の朗読を終わります。

○議長（吉田太郎君） この意見書は、議員全員からの発議ですの  
で、趣旨説明、質疑及び討論を省略し採決を行いたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認め、よって、本案については、

ただいまのとおり行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） お諮りします。

この第四回定例会の審議内容等を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第四回定例会の審議内容等を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定いたしました。

た。

○議長（吉田太郎君） お諮りします。

総務民生・産業建設委員の各常任委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） お諮りします。

議会改革・養老鉄道存続の各特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成二十八年第四回養老町議会定例会を閉会いたします。長時間にわたり、御苦勞さまでした。

（閉会時間 午前十一時二十五分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた  
めここに署名する。

平成二十八年十二月二十二日

議長 吉 田 太 郎

議員 青 山 貞 一

議員 水 谷 久 美 子